

# 排水設備の設置と水洗便所への改造

下水道が整備され、使用ができるようになった地区では、下水道法によりすみやかにその建物の下水を下水道管に流入させるため、建物所有者の方に排水設備を設けていただく必要があります。

また、同じく下水道法によりくみ取り便所については、建物所有者の方に3年以内に水洗便所に改造していただく必要があります。

## ●排水設備図●

